

令和5年度
事業計画

社会福祉法人

太良町社会福祉協議会



太良町社協理念

豊かな自然の中で共に

やってみよう

福祉の町づくり

目 次

社協理念	1
基本方針	4
重点事項	5
I. 地域福祉活動部門	
1. 相談・個別支援・地域支援	6
①「生活のお困りごと相談所」の開設	
②生活困窮者の発見に向けた取り組み	
③コミュニティソーシャルワークの機能強化	
④「認知症のお困り事相談所」の開設	
⑤「太良町ひきこもり相談所」の設置	
2. 住民生活の支援	7
①子育て相互支援事業	
②外出支援（移送サービス）事業	
③家族介護者支援事業	
④日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）	
⑤高齢者生活管理指導員派遣事業	
⑥福祉機器貸出事業	
⑦災害援護事業	
⑧福祉資金貸付事業	
⑨生活福祉資金の活用と償還指導（事業主体；佐賀県社協）	
⑩しおさい館学習会（学習支援事業）	
⑪jeeの仲間クラブ	
⑫認知症総合支援事業	
⑬高齢者の「働きの場」創設事業（シニアマスター事業）の運営と検討会の実施	
⑭財産管理等委任契約	
⑮緊急生活支援事業	
⑯太良っ子応援団	
⑰孤立・孤独の問題を抱える世帯への支援活動	
3. 住民生活向上の支援	10
①生きがい対応型デイサービス	
②一人暮らし高齢者お楽しみ会	
③一般介護予防教室事業	
④障がい者ふれあい研修会	
⑤手話講座の開催	
⑥ふれあいバスの運行事業	
⑦ふれあい・いきいきサロン事業の支援	
⑧太良町元気で長生き・イキイキとした幸せのまちづくり事業（生活支援体制整備事業）	
4. 団体の育成支援	13

①地域福祉活動助成金制度	
②地域福祉活動支援・育成事業	
5. 福祉意識改革・教育	14
①活動者に対する具体的な支援	
②学校ボランティアへの支援	
③災害救援ボランティアセンター事業	
④ボランティア連絡協議会に対する支援活動	
6. 募金等の活動	15
①共同募金活動及び事務処理・管理・運営	
②ポストショップ運営事業	
③太良町支会としての赤い羽根共同募金活動	
④24時間テレビチャリティー募金活動	
⑤日本赤十字社佐賀県支部太良町分区	
7. 福祉関連団体への支援等	16
①戦没者遺族会への支援	
②太良町民生委員児童委員協議会への支援	
③太良町老人クラブ連合会への協力	
II. 経営部門	
1. 介護保険法関連介護サービス事業	17
①総合事業（第1号訪問事業・訪問型サービスB）の実施	
2. しおさい館指定管理事業	17
①サービスの質の充実	
②しおさい館PR活動	
③しおさい館管理運営	
3. シルバー人材センター事業	18
III. 法人運営部門	
1. 法人組織の管理と運営	18
①役員及び評議員等の選任と会議の開催	
②役職員等の研修会開催	
③自主財源の安定的な確保	
④社会福祉法人制度改革への対応	
⑤会計及び庶務業務の円滑な遂行	
⑥福祉推進員の活用	
2. 法人組織の広報・啓発	19

1. 基本方針

令和2年(2020年)の国勢調査によれば、太良町の高齢化率は38.9%で65歳以上の単身または二人暮らしの世帯は一般世帯総数の3割を超す。また、平均年齢は53.2歳、中央値は57.6歳となっており、15歳未満は僅か889人(10.9%)である。

この極端に偏った人口構成と3年に及ぶコロナ禍の影響により、家族のあり方や地域社会の様態は大きく変容し、現下の状況には非常に厳しいものがある。特に、医療介護分野の人材確保や社協が取り組む地域福祉活動の持続可能性は喫緊の課題であり、その対応には住民の意識改革と積極的な参加協力は不可欠である。

更には、家族や生活形態、社会経済状況が複雑多様化し、個人や世帯が抱える生きづらさやリスク、制度の狭間の課題等(社会的孤立、ダブルケア、8050問題、交通弱者問題など)その解決には専門的かつ広範な知識を要する複合的問題も山積している。

これら既存の制度では対応困難な事例には、本人のニーズを起点にオーダーメイドの支援を調整していくことが、地域を巻き込んだ社会環境の変化の大きな潮流となる。要支援者の全体像を捉え、そこに発生する複雑多様化したニーズに応じて支援するソーシャルワーク機能の充実こそが、これまでの社会保障・社会福祉の考え方である憲法第25条の“最低限の生活の保障”から憲法第13条に規定する福祉サービスを必要としている人の幸福追求権に基づく支援への転換であり、質の高い生活(QOLの向上)、自己実現など、地域福祉活動推進の中核的組織として社協が目指す「地域共生社会」への道程にほかならない。

この「地域共生社会」の実現に向けて、国においては「①属性を問わない相談支援」、「②参加支援」、「③地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する『重層的支援体制整備事業』が創設され、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することを目指している。本会においても、「お困りごと相談所【属性を問わない相談支援】」から地域課題を発掘し、「行政や医療・福祉等関係機関、ボランティア活動者等と解決策を協議し、支援に繋げる【多機関協働による支援】」、要支援者のもとに向いて実態を把握し共に改善策を模索する【アウトリーチ等を通じた継続的支援・伴走型支援】、「ふれあいサロンの拡充、引きこもり世帯や生活困窮世帯への継続的支援【地域の社会資源を活用した社会との繋がりづくり】」に注力していく。また、「誰も排除しないという意識の涵養のため、福祉教育のプログラム化による学校との連携【世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保】」にも積極的に取り組み、深刻な医療介護現場での人手不足解消の一助とする。

社会福祉協議会の使命は、誰もが支え合い、安心して暮らすことができる「共に生きる豊かな地域社会」づくりの推進である。

この使命を達成するため①誰もが人格と個性が尊重され、その人らしい生活を送ることができる福祉サービスの展開、②地域住民及び行政・福祉団体・関係者の協働による包括的な支援体制の実施、③地域生活課題に基づく先駆的・開拓的なサービス・活動の創出、④持続可能で責任ある自立した組織経営の強化、以上の4項目を基本方針とし、『豊かな自然の中で共にやってみよう福祉の町づくり』という基本理念の実現のため、本会は令和5年度事業を展開する。

2. 重点事項

1) 重層的支援体制整備事業（包括的な支援体制構築）

I 包括的相談支援事業

- ・属性や年代を問わず包括的に相談を受け止める
- ・支援機関のネットワークで対応する
- ・複雑化、複合化した課題には適切に多機関協働事業につなぐ
- ・積極的なアウトリーチによって、必要な支援が届いていない人（世帯）への関わりの糸口を探り、継続的支援策を見出す

II 参加型支援事業

- ・分野ごとの支援では対応できないニーズを丁寧に把握し、支援策を講じる
- ・地域にある既存の社会資源の特性に応じた利活用を図る
- ・本人の状態や希望に沿った支援であるか否かを継続的に確認する

III 地域づくり支援事業

- ・世代や属性を超えた交流の場や居場所の整備を図る
- ・地域で活躍している人材の情報を広く収集し、事業への協力を要請する
- ・多様な地域づくりの担い手の交流の場を設け、分野を問わないプラットフォームの形成を図る
- ・個々の住民にとって現状の生活を継続していく上での阻害要因に真摯に向き合い、何をなすべきか考察する機会を創設する

2) 介護予防・認知症予防事業の充実強化

介護予防・認知症予防の取組を更に推進し、より効果的な事業を模索展開する。

3) 災害時におけるボランティア活動

太良町との災害時におけるボランティア活動に関する協定書に基づき、平時から町当局との協力体制の確立を図り、発災時には災害救援ボランティアセンターを設置し、ボランティア受け入れ、並びに災害応急及び復興に関する支援を行う。

4) コンプライアンスの確保、情報公開と説明責任により住民に信頼される安定した組織経営

社協の仕事は、住民、ボランティア活動者、並びに地域の医療及び福祉関係者等の信頼と協力を基盤としている。全ての職員がその自覚と高い専門家意識を持ち、法令や社会規範、ルール、マナーを遵守するとともに、公正・誠実に職務を遂行することによって、住民の信頼に覚え、本会への信頼確保と安定した組織経営を目指す。

I . 地域福祉活動部門

1. 相談・個別支援・地域支援

①「生活のお困り事相談所」の開設

「生活のお困り事相談所」は、住民が日常生活を営む上で、多様な要因で解決方法を見いだせず困っている事案について、その原因を探り、相談者に寄り添いながら、また、住民相互の支え合う力の活用・関連機関との連携・或いは新しいサービスや仕組みを構築しながら解決策を見つけ、日常生活の改善に寄与することを目的とする。

【主な取り組み】

- ・お困り事相談員の配置
- ・お困り事相談所の周知活動
- ・解決に向けた地域や他機関等との連携
- ・地域課題を解消するための新しい取り組み（住民活動）や制度（サービス）の構築

②生活困難者の発見に向けた取り組み

職員一人ひとりが、日常業務の中で、あるいは地域の関係機関・住民との関わりの中から、制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を抱えた生活困難者を、積極的に見つけ出し、相談・支援につなげていく。

【主な取り組み】

- ・職員の課題発見能力の向上
- ・深刻化する前に生活課題を見出すための訪問活動（積極的なアウトリーチ）
- ・他機関では対応できない困難なケースへの対応

③コミュニティソーシャルワークの機能強化

社会情勢の変化に伴い、地域や世帯が抱えている問題が複雑化し、現行のサービスでは対応が難しくなっている。そのため、これらの地域課題に対し、関係する団体や地域住民と共に解決策を探り、また柔軟かつ的確に対応できるよう必要に応じて調整支援を実施する。

【主な取り組み】

- ・生活困難者を支援するため、関係者（関係機関）との連絡調整を行う「ゆたたりネットワーク会議」を開催
- ・地域が抱える生活課題を住民との話し合いの中から解決する「やってみゅう“き”地域座談会」を開催
- ・地区住民相互支援活動計画（〇〇地区やってみゅう“き”活動計画）の策定と支援

④「認知症のお困り事相談所」の設置。

認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、まず認知症が原因で生活の弊害となっている事項を相談の中から明確にし、問題解決を図る際は、関係機関と緊密に連絡調整を行い、当該認知症高齢者とその家族や近隣住民を支援する。

更に、認知症高齢者が地域で安心して暮らすために必要な地域課題にも目を向け、判断能力が低下した高齢者等であっても生活できる地域づくりを目指す。

- ・認知症地域支援推進員の配置
- ・支援を要する高齢者の早期把握と対応
- ・認知症高齢者が円滑にサービスを受けられるよう関係機関とのネットワークを構築
- ・認知症ケアに携わる多職種協働のための研修を実施
- ・地域課題に対し関係機関や地域住民と連携し、必要に応じ取り組み等を検討・実施

⑤「太良町ひきこもり相談所」の設置

ひきこもり等で悩む世帯の秘匿性に鑑み、「太良町ひきこもり相談所」を開設し、個々のケースに応じて関係機関と連携しながら解決方法を考える。

【状況に応じた取り組み】

- ・ひきこもり等で悩む世帯と関り続けるための関係者ネットワーク会議
- ・ひきこもり等で悩む世帯の家族の会の設置

2. 住民生活の支援

①子育て相互支援事業

- ・協力会員（ボランティア）が『子供を一時的に預かる』等の活動（有料）。
- ・子育て中の親子を対象とした『木曜日のぽっかぽか広場』の実施。

②外出支援（移送サービス）事業

一般の交通機関を利用することが困難な在宅の高齢者等に対し、主に通院を目的とした移動について特殊車輛を使って支援する。

③家族介護者支援事業

在宅で介護している方を一時的に介護から解放し、介護者相互の交流とリフレッシュの機会を作る。

（具体的な内容）

いきぬきサロン	在宅で介護をされていて方を対象とした集いの場を作り、意見交換を行う。
---------	------------------------------------

	開催日 参加者と話し合いながら日程を決める 目的 当事者同士の相互交流を図る 例：認知症で悩む介護者との意見交換
家族介護者交流事業	開催 年2回（日帰り・1泊旅行、各1回） 目的 在宅介護者の心身のリフレッシュ

④日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

本来、本人にとって日常生活を送るために必要と思われる医療や福祉サービス等について、認知症・知的障害・精神障害が原因で適切な利用に繋がっていない方に対し、本人の意思決定（権利擁護）を尊重し、福祉サービス等に関する情報提供・利用契約・金銭管理・支払い等を支援する事業

【事業が果たす役割】

- ・本人の意思決定を支援する役割
- ・本人の生活課題を解決するために必要な制度等の提案を行う役割
- ・複合的な生活課題を解決するため関係機関・地域住民との調整を行う役割
- ・成年後見制度等の権利擁護支援への入り口としての役割

⑤高齢者生活管理指導員派遣事業

介護保険非該当の高齢者等が、要介護状態になることを予防するための指導や支援を行うために、生活維持や管理に関する知識を有した指導員を派遣する事業。

⑥福祉機器貸出事業

介護保険を利用していない高齢者や障害者世帯等を対象に、短期的にギャジベッド並びに車椅子を貸し出す事業。

⑦災害援護事業

町内在住の世帯で、自宅の火災によって全焼と判断された場合に、見舞金を支給する事業。

⑧福祉資金貸付事業

町内に在住する低所得者で、生活を維持するために必要な資金を、規定の範囲内で貸付ける事業。

⑨生活福祉資金の活用と償還指導（事業主体；佐賀県社協）

低所得世帯・高齢者世帯・障害者世帯等の自立更生を促すため、佐賀県社協が運営する生活福祉資金貸付制度の利用窓口としての役割を果たす。

資金貸付後は、担当民生委員と協力して支援や指導を行い、滞納者に対しては自宅訪

問や面接等を実施し償還を促す。

⑩しおさい館学習会（学習支援事業）

子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、家庭の経済的事情により、十分な学習意欲を持っているものの、学習塾や家庭教師等による受験対策の機会が望めない生徒に学習の機会を提供し、貧困の連鎖防止の一助とすることを目的に高校入試受検直前の中学3年生を対象に実施する。

⑪じーばの仲人クラブ

昨今の急激な未婚化、晩婚化により結婚適齢期の独身者が増え、人口減少の大きな要因となっている。高齢者に、その豊富な人生経験と知恵を活かして、それぞれの希望・条件に叶った男女を紹介し、個別に出会いの場を設けて縁結びをしてもらうことが最善の方法と考え、町老人クラブ連合会に依頼する。高齢者にとっても、生きがいづくりとなることを期待する。

⑫認知症総合支援事業

【認知症地域支援推進員の取り組み】

- ・住民を対象とした認知症を知るための啓発活動を行う。
- ・認知症サポーター養成講座を開催し「認知症サポーター」を育成する。
- ・認知症の人の早期発見・早期対応のため地域包括支援センターや関係機関のネットワークの中で認知症疾患医療センターと認知症初期集中支援チームと連携し適切な支援に繋げる。
- ・「認知症カフェ」認知症の人やその家族、支援者や地域住民などを対象に交流の場及び、認知症についての学びの場を提供する。
- ・「チームオレンジたら」認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターとを結びつけ、認知症の人の生活支援を行う。

⑬高齢者等の「働き場」（シニアマスター事業）の運営と検討会の実施

地域には年金が少なく低収入で生活をしている高齢者（障害者を含む）が増えている。働きたいと思っているが、高齢者等が働ける場が少ないこと、また、身体機能が低下している高齢者等の働ける場が無い等の地域の課題に対し、しおさい館内に働き場を提供する事業。

⑭財産管理等委任契約

自身の事情により一定期間、第三者による財産管理等の支援がない場合、生活の維持が困難となる方を関係機関と連携し困窮状態から脱却させるため、本会が本人の意思を確認しながら財産を管理する取り組み

【利用対象】

- ・生活困窮者自立支援制度並びに太良町福祉資金貸付制度の利用者等
- ・身体に障害があるや入院する等、身体的な理由により金融機関等へ行くことが困難な方

⑮緊急生活支援事業

低所得者等が、食料等の生活に必要なものが確保できなくなり、緊急的かつ一時的な支援が必要となった場合に、生活再建を行い際の食料・ライフライン等の維持に必要な最小限度の現物を給付する事業

【主な給付内容】

- ・食料支援（500円／日程度を7日分）・ライフライン支援（滞納額の返済2か月分程度）
- ・移動支援（目的地までの切符代や100程度ガソリン代）等を含めた1回3万円を程度

⑯太良っ子応援団

日常的に支援が必要な子育て世帯を早期に発見し、関係機関の支援に繋げるため全国90カ所で展開中のこども宅食応援団からいただいた食品等を定期的に届けるとともにアウトリーチ（訪問活動等）にて世帯の状況把握を行う活動。

※こども宅食応援団とは、日常的にアウトリーチ（訪問活動等）を行う組織（NPO/社会福祉協議会など）に対し、企業から集めた支援物資を提供するなどのコーディネートする組織。

⑰孤立・孤独の問題を抱える世帯への支援活動

生活のお困り事相談所が取り扱うケースの中で、孤立や孤独になってしまった世帯（個人）と多く関わっている。さまざまな理由はあるが、対象となる世帯等の気持ちに寄り添い、孤独や孤立からの脱却を目指す活動。

【令和5年度の目標】

- ・当事者が集まり孤独感を解消する季節イベントを地域のボランティアと一緒に作る。

3. 住民生活向上の支援

①生きがい対応型デイサービス

生きがいづくり・健康づくり・介護予防を目的とした通所サービス事業。

- ・対象⇒要介護・要支援認定非該当の方、とじこもりがちの方（高齢者）
- ・基本サービス⇒移送、バイタルチェック、食事、入浴、レクリエーションなど

【行事】(季節に応じた活動)	【介護予防】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 誕生会 ・ 節分祭 ・ 七夕祭 ・ 敬老会 ・ クリスマス会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健棟健康機具を使った健康維持訓練 ・ 介護予防教室 <ul style="list-style-type: none"> 運動機能向上 (理学療法士) 認知症予防支援 (作業療法士) 口腔機能向上 (歯科衛生士) 栄養改善指導 (管理栄養士)

②一人暮らし高齢者お楽しみ会

75歳以上の一人暮らし高齢者を対象に、歳末たすけあい事業としてのお楽しみ会を、太良町民生委員児童委員協議会と共催で開催する。

③一般介護予防教室事業

町内の65歳以上の高齢者を対象とした介護予防教室を実施する。

- ・ 童謡を歌おう教室 ⇒ 懐かしい童謡を歌い、脳の活性化やストレス解消を行なう教室
- ・ 絵手紙教室 ⇒ 絵手紙を描くことで脳の活性化を図る認知症予防教室
- ・ 筋力アップ教室 ⇒ トレーニング機器を活用し筋力アップを図る教室
- ・ 脳の健康教室 ⇒ 読み書きや計算、軽い運動で認知症予防を行なう教室
(さくら教室転ばん塾・元気貯金)
- ・ 男の料理教室 ⇒ 料理を通じた介護予防や不測の場合に備えた男性限定の料理教室
- ・ 写真教室 ⇒ プロのカメラマンがカメラの撮影技術を指導し趣味の充実を図る
- ・ 水彩画教室 ⇒ イラストレーターが水彩画などの描き方を指導し趣味の充実を図る
- ・ 音楽介護予防教室 ⇒ 大きな声で歌うことで脳が活性化し、認知症予防・介護予防等に資する教室

④障がい者ふれあい研修会

町内在住の身体障がい者の相互交流とふれあいを目的とした研修に対し助成する。

⑤手話講座の開催

地域に住むすべての方を対象に、『聴覚障がい者に対する理解を深めること』と『楽しみながら手話の技術習得』を目的として手話講座を開催する。

⑥ふれあいバスの運行事業

町内の福祉、教育関係団体等が実施する研修等を目的とした事業に対し、社会福祉協議会所有の福祉バスを活用した移動援助を行う。

⑦ふれあい・いきいきサロン事業の支援

ふれあいいきいきサロンは、民生委員・福祉推進員・ボランティア等が中心となり、地域で孤立しがちな高齢者・障がい者・子育て中の親等に、月に数回、身近な会場に集ってもらい、ゆっくりと寛ぎ、地域との関わりを維持してもらうことが目的である。本会は地域の支援者が円滑に活動できるよう育成や援助（助成等）を行う。

- ・実施に必要な情報の提供。
- ・運営に必要な経費の助成。

⑧太良町元気で長生き・イキイキとした幸せのまちづくり事業（生活支援体制整備事業）

2025年に団塊世代が後期高齢者となり本格的な超高齢社会を迎えるため、「高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を続けられるように地域づくりを行うこと、介護予防活動に取り組むことにより健康的で自立した高齢者を増やすこと」を事業の目的に掲げ、地域包括ケアシステムを構成する要素の1つとして、地域住民・関係機関・行政などと連携しながら、太良町の状況に合った生活支援の体制（仕組み）や地域づくりを推進している。

今年度からそれぞれの住民（高齢者等）が自分の将来に向き合い考えること（将来に備えること）の大切さについて積極的に啓蒙（意識改革）を行い、今後、担い手が不足する中であっても地域住民・関係者等が連携を深められるように必要に応じた話し合いの場（協議の場）を提案し続ける。

【生活支援体制整備事業の果たすべき役割】

- ・住民（高齢者等）が自分の将来に向き合い考える（将来に備える）ことの大切さについて啓蒙活動を行う。
- ・地域包括ケアシステム構築（住民一人ひとりが医療・介護・生活支援を持続的に受けられる地域づくりを目指す）に向け関係機関と協働する。
- ・健康維持と介護予防を基本に、住民一人ひとりが自立した生活を営めるよう支援をする。

ア. 地域課題解決の話し合い推進

□第1層協議体

第1層協議体は、地域ケア会議・お困り事相談・第2層協議体等から集まった生活課題を、地域住民と関係機関が集まり、整理・分析し、住民が自主的に活動する相互支援の方向性を示すこと。また、現状の制度や社会資源では解決することができない生活課題について話し合い（協議する）、新しい解決方法の開発や提案を行う組織である。

第2層協議体

第2層協議体は、校区や行政区、または地域課題の状況を踏まえながら、地域にある社会資源・協力いただく住民と、高齢者の介護予防や安心した生活を追求するための活動の実践方法を、住民の目線で話し合い（協議する）、実践していく組織である。

イ. 地域資源を活用した“元気な高齢者づくり”活動

- 元気な高齢者モデルを地域の中から紹介し、健康維持の目標を住民へ示していく。
- 高齢者も地域内で活躍でき、積極的に役割を果たすことができる為の機会を作り出す。

ウ. 住民の介護予防や新しい地域生活習慣に対する意識改革等を行う啓発活動

- 各地区や集会等へ出向き、または広報活動によって介護予防活動や将来の地域生活のあり方などについての啓発活動を実施する。
- 啓発活動の内容や種類について、協議体や地域包括ケアシステム研究会などの協力を得ながら開発を行う。

エ. 住民の自主的活動に対する支援

- 幸せの町づくりサポーターなどのボランティア活動について、研修会などを開催し、活動者の技術向上を行い、人材育成に取り組む。
- 地区におけるサロンなどの集まり交流する場について、新規立ち上げや運営の支援を行う。

オ. 総合事業等に関する事業展開と定着化

- 訪問型サービスB（活動者の確保と研修会の実施）
- 地域ケア会議への参加（自立に向けた会議・困難ケースに対する会議）

カ. 地域包括ケアシステムを構築する為の話し合いと実践

- 太良町地域包括ケアシステム研究会への参加と協力

キ. 生活支援コーディネーターの資質向上（研修会等に参加し知識・技術の向上を図る）

4. 団体の育成支援

①地域福祉活動助成金制度

地 域 助 成	<p>地域住民の相互支援（ゆたたりネットワーク）のための必要経費への助成を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象経費⇒燃料費・会議費・賃借料・備品購入・消耗品など。 申請対象⇒対象者が生活を行なう区を申請単位とする。
団 体 助 成	<p>地域住民が「しあわせ」を実感するために、社会福祉協議会で必要と判断した取り組みや活動に対して助成を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象経費⇒講師謝金・燃料費・消耗品・備品など。 申請対象⇒営利を目的としない地域住民団体。

②地域福祉活動支援・育成事業

備 品 等 貸 出	<p>地域住民や団体が地域福祉活動を行う場合に、社会福祉協議会が所有する備品等や会場を無償で貸し出す。</p>
人 材 派 遣	<p>地域住民や団体が地域福祉活動を行う場合に、さまざまな人的支援が必要となる。社会福祉協議会で連絡調整を行い、必要な人材を派遣する。</p>
人 材 確 保 人 材 育 成	<p>地域の活動者（人材）を確保するためには、意識向上と資質向上を目的とした養成事業が不可欠となる。好事例紹介する講習会や先進地視察等を実施し啓発活動を行なう。また、ホームページ等での活動紹介も積極的に実施する。</p> <p>また、活動するにあたって感じている疑問点などを整理し、共通する課題を解決するための研修会などを行う。</p>

5. 福祉意識改革・教育

1) 地域住民の福祉意識の向上を目指す。

児童生徒に対する福祉意識の向上。

町内の児童生徒の福祉に対する『興味』や『関心』を高め、将来の人材育成につなげるよう支援する。

- ・総合学習への派遣（学校に職員が出向き、福祉の学習指導をする）
- ・福祉体験学習の実施（障がい者や職員が出向き、福祉体験学習を開催する）
- ・職場体験の受入れ（社協や福祉に興味のある学生を職場体験者として受け入れる）

2) 地域住民の福祉活動を支援する（ボランティアセンター事業）。

日頃から地域でボランティア活動を行う者や団体の活動支援を行う。また、ボランティア連絡協議会の支援を行う。

①活動者に対する具体的な支援

- ・活動者に対する情報提供
- ・しおさい館ボランティア室の無料開放
- ・社会福祉協議会備品類の無料貸出し
- ・ボランティア活動者の資質向上を目的とした研修会の開催
- ・ボランティア活動の斡旋

②学校ボランティアへの支援

- ・活動資金の補助（ボランティア協力校補助金 各学校5万円上限）
- ・児童生徒にふさわしいボランティア活動の紹介。
- ・ボランティア協力校連絡会の開催

③災害救援ボランティアセンター事業

大規模災害が発生した時、地域住民が相互に助け合うことができる関係を築き、町外からのボランティアを円滑に受け入れるため体制を作る。

- ・発災時における災害救援ボランティアセンターの運営
- ・孤立した被災者の生活立て直しプランの作成と調整
- ・災害救援活動に関する訓練の実施

④ボランティア連絡協議会に対する支援活動

太良町ボランティア連絡協議会が自立した運営が円滑にできるよう支援を行う。

- ・個人会員及び団体会員の登録・あっ旋の支援
- ・登録済みの個人や団体間の連絡調整
- ・ボランティア連絡協議会運営費補助

6. 募金等の活動

①共同募金活動及び事務処理・管理・運営

赤い羽根共同募金活動 【目安額：350円】	毎年10月～12月を募金期間として全国一斉に実施される法定募金の赤い羽根共同募金運動を展開する。 (募金用途；地域福祉事業や住民団体助成金等)
歳末たすけあい募金活動 【目安額：100円】	毎年12月、全国一斉に実施される法定募金活動の歳末たすけあい募金を展開する。 (募金用途；1人暮らし高齢者おたのしみ会等)

②ポストショップ運営事業

家庭で不用になった衣類や雑貨等を寄附してもらい、必要とする方に廉価で販売するコーナーをしおさい館内に設置。売上金の全額を共同募金に計上し、社協の地域福祉活動の財源に充当する。

不用品（リサイクルポスト） ⇒ ポストショップにて販売
⇒ 売上金 ⇒ 佐賀県共同募金会へ募金 ⇒ 地域活動費に充当
※家庭の不用品を活動資金に変える仕組み

③太良町支会としての赤い羽根共同募金活動

学校ボランティアに協力を依頼し、赤い羽根共同募金の認知度向上と募金増額を目的に太良町十夜市会場で街頭募金運動を実施する。

- ・冠イベント・大会などの実施
- ・ボランティア団体等に活動資金の獲得機会を提供する（助成金公開審査会）

④24時間テレビチャリティー募金活動

町民（学生）のボランティア活動意識を高めることを目的に、日本テレビ主催の24時間テレビチャリティー募金活動に協力する。

⑤日本赤十字社佐賀県支部 太良町分区

日本赤十字社佐賀県支部太良町分区として、日赤佐賀県支部の事務を補助執行する。

- ・日赤会費募集：550円／目安額
- ・災害時見舞品（毛布・日用品）の配付
- ・災害時見舞金（火災全焼：10,000円／一世帯あたり）の支給
- ・日赤事業の広報・啓発活動
- ・災害義援金の募集受付と事務処理

7. 福祉関連団体への支援等

①戦没者遺族会への支援

太良町遺族会運営費補助
戦没者追悼式の実施（遺族会と協働）

②太良町民生委員児童委員協議会への支援

太良町民生委員児童委員協議会の庶務を代行し、委員活動を支援する。また、行政や

上部機関、専門機関などとの連絡調整を行う。

③太良町老人クラブ連合会への協力

太良町老人クラブ連合会の事業実施に協力し、事業などの支援を行う。

Ⅱ．経営部門

1. 介護保険法関連介護サービス事業

①総合事業（訪問型サービスB）の実施

介護保険の要支援者等が自宅で生活を続けるために必要な生活支援を、専門的な知識を習得した地域のボランティアが提供する介護保険下のサービス。

- ・生活支援の例：買い物代行、簡単な調理、ゴミ出し、布団干しなど
- ・対象者：要支援1・要支援2・事業対象者

2. しおさい館指定管理事業

①サービスの質の充実

しおさい館内で提供するサービスを充実させ、利用促進に向けた取り組みを行う。

- ・職員のサービス意識の徹底と接遇向上
- ・要望箱の設置

②しおさい館PR活動

しおさい館の利用者（有料入館者）を増やすためにPR活動を行う。

- ・広報誌で定期的に情報を掲載し、設置目的や施設の持つ機能を広く周知する
- ・ホームページの活用
- ・デジタルサイネージを活用し、館内行事予定・各種イベントや連絡事項を告知する
- ・夕方5時からの入館料金の割引
- ・館内スピーカーにてBGMを流し、来館された方々に癒しの空間を提供する

③しおさい館管理運営

しおさい館日常管理の適切かつ円滑な実施

- ・行政との緊密な連絡調整
- ・経費削減と施設不備箇所の早期発見を目的に開館前の清掃を職員で実施
- ・専門業者による定期的な建物の点検と管理
- ・利用者の安全確保と環境衛生への配慮（毎正時の浴場巡回等）
- ・感染症予防措置の実施
- ・突発的事態への迅速な対応
- ・管理運営費の節減
- ・防災訓練の実施（年間2回実施予定）
- ・福祉避難所としての機能維持
- ・経年劣化した機器の更新や修繕

3. シルバー人材センター事業

概ね60歳以上の方に、ライフスタイルに合わせた「臨時的かつ短期的またはその他の軽易な就業（その他の軽易な就業とは特別な知識、技能を必要とする就業）」を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を通じて、健康で生きがいのある生活の実現と仲間づくり、地域社会の福祉の向上、活性化を目指す。

- ・新規会員（活動者）の発掘と確保
- ・シルバー人材センター利用者（団体を含む）拡大に向けた宣伝活動促進
- ・会員の適正就業の徹底
- ・会員の相互親睦を目的とした研修旅行の実施

Ⅲ. 法人運営部門

1. 法人組織の管理と運営

①役員及び評議員等の選任と会議の開催

- ・社会福祉法、並びに定款等の規定に基づく役員及び評議員等の選任手順の徹底
- ・定款の規定に基づく理事会及び定時評議員会の開催

②役職員等の研修会開催

- ・役員及び評議員を対象とした研修会の開催

- ・行政や上部団体等が主催する研修会に積極的に参加し、資質向上を図る

③自主財源の安定的な確保

- ・一般会員加入と会費納入（一世帯あたり 500 円/年間）の依頼
- ・賛助会費・特別会員の加入促進
- ・寄附金・会費の用途をわかりやすく広報する。

④社会福祉法人制度改革への対応

- ・社協組織の体制強化
- ・改正社会福祉法の遵守によるガバナンス強化
- ・地域における公益的な取り組みの責務

⑤会計および庶務業務の円滑な遂行

- ・事業及び予算の計画的執行
- ・費用対効果の検証を的確に実施し、経費節減・合理化を図る
- ・会議議事録、計算書類、帳票等の適正な管理・保存

⑥福祉推進員の活用

- ・町内全地区に福祉推進員を委嘱し、地区役員等と協働して地域福祉を推進してもらう
- ・福祉推進員の意識及び資質向上を目的に研修会を実施し、活動を支援する

2. 法人組織の広報・啓発

- ・機関紙 社協だより『こころ』の発行
- ・ホームページ（インターネット）を活用した財務諸表等閲覧対象書類の公表
- ・各種イベント等のタイムリーな情報提供

社会福祉法人 太良町社会福祉協議会
〒849-1602 佐賀県藤津郡太良町大字多良1番地17
太良町総合福祉保健センター（しおさい館）内
TEL 0954-67-0410（代表） FAX 0954-67-1699
URL <https://www.tara-shakyo.or.jp>
E-mail info-0410@tara-shakyo.or.jp